

新型コロナウイルス感染症対策のための町の事業「第2弾」について

町では、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた町民の皆さまの生活を支援するために**第2弾**として以下の事業を実施します。



1 個人事業主、農業者等への支援

①国民健康保険税の減額

国民健康保険に加入の全世帯を対象に国民健康保険税平等割を最大20,000円減額
申請等は不要です。

【問い合わせ先:税務会計課】

2 事業所及び家計への支援

①上水道料金の免除

上水道料金の基本料金とメーター使用料を令和2年7月から10月請求分までの4か月分(累計5か月分)を免除
申請等は不要です。

【問い合わせ先:建設整備課】

3 子育て世帯への支援



①学校給食費保護者負担分支援事業

学校給食費を6月から9月までの4か月分免除
申請等は不要です。

【問い合わせ先:教育委員会】

②保育等利用者負担額支援臨時対策事業

0歳から2歳児の保育料を6月から9月までの4か月分補助
該当する方には6月中に通知書を発送してお知らせします。

【問い合わせ先:町民生活課】

③保育等副食費支援臨時対策事業

保育所副食費を6月から9月までの4か月分補助
該当する方には6月中に通知書を発送してお知らせします。

【問い合わせ先:町民生活課】

4 高齢者世帯への支援



① 高齢者世帯生活支援臨時対策事業

75歳以上の1人暮らし、2人暮らしの高齢者世帯へ1万円分の商品券を配布

該当する方には6月中旬に通知書を発送してお知らせします。

【問い合わせ先:健康保険課】

5 児童生徒の学習支援

① タブレット端末等の購入

GIGAスクール構想実現のためのタブレット端末等の購入



【問い合わせ先:教育委員会】

② 学校内消毒作業員の配置

鶴田中学校の学校内を消毒する作業員を配置

【問い合わせ先:教育委員会】

6 就学支援



① 奨学金貸与基金要件緩和

貸与額を月額3万円から月額5万円に拡充、償還期限を5年から9年に延長、所得要件を600万円から700万円に緩和(令和2年度貸与分から適用)

【問い合わせ先:教育委員会】

7 地域経済の支援

① 施設維持管理費助成金

利用自粛により収入が減少したふれあいセンター等の維持管理費を助成

施設管理者に6月中に通知書を発送してお知らせします。

【問い合わせ先:健康保険課、産業課、建設整備課、教育委員会】

8 感染症対策



① 感染症対策用品の購入

感染症対策のためにマスク、防護服、パーティション等の購入

【問い合わせ先:総務課】

② テレビ会議用端末等の購入

テレビ会議等に対応するためのパソコン、マイク等の購入



【問い合わせ先:総務課】

【鶴田町新型コロナウイルス感染症対策本部】